

前橋家庭裁判所

個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください！

家庭裁判所では個人番号（マイナンバー）を必要としません。

個人番号（マイナンバー）の記載のない書類（住民票、源泉徴収票など）をご提出ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行により、住民票、源泉徴収票などに個人番号（以下「マイナンバー」と言います。）が記載されたものが発行されることがあります。

家庭裁判所では、手続の関係で番号法に基づくマイナンバーが必要になることは原則としてありません。また、マイナンバーによって当事者を検索したり、本人を特定することも一切ありません。

マイナンバーは、個人情報として非常に大切なものです。家庭裁判所では、マイナンバーが必要になることは原則としてありません。

住民票、源泉徴収票などをご提出されるときは、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。

【Q & A】

Q 1 どうしてマイナンバーの記載されている書類を出してはいけないのですか。書類の効力に影響はないのではないかですか。

A 家庭裁判所の手続において、マイナンバーが記載された書類が必要になることは原則としてありません。マイナンバーは個人情報として非常に大切なですから、手続に必要な情報家庭裁判所でお預かりすることは適切ではないと考えております。したがって、マイナンバーの記載されていない書類をご提出していただこうにお願いします。

Q 2 マイナンバーの記載のない書類はどのようにして入手すればいいのですか。

A その書類を発行している各機関にお問い合わせください。

Q 3 家庭裁判所では、マイナンバーによって当事者の情報を検索したりできるのですか。

A そのようなことは一切できません。